

問31

証拠として提出したものは返して貰えますか。

被害当時に着ていた服や持ち物などの証拠品は、捜査と裁判のためにお預かりします。

その必要がなくなれば、裁判が終わる前に所有者の方にお返しすることができます。

ただし、証拠品に付着したものなどを科学的に鑑定する際は、場合によって付着部分を切り取るなどの作業が必要となることがあります。

このような場合は事前にきちんとご説明した上で、あなたの同意を頂いてから作業に移りますので、ご理解とご協力をお願いします。

警察に証拠として提出してもらう
可能性のある物（一例）



被害当時に身につけていた服や靴等



携帯電話機や持ち物等